

国 運 審 第 2 1 号
平成 2 0 年 1 月 8 日

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三 殿

運輸審議会会長 榊 誠

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域の指定について

平 1 9 第 5 0 0 4 号

平成 1 9 年 1 2 月 6 日付け国自旅第 2 1 6 号をもって諮問された上記の事案については、平成 1 9 年 1 2 月 1 1 日から 1 2 日の 2 日間現地の状況を調査するとともに平成 1 9 年 1 2 月 1 8 日参考人からの意見を聴取したほか、当審議会に提出された資料その他によって審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

道路運送法第8条第1項の規定に基づき、仙台市を平成20年1月9日から平成20年8月31日までの間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域に指定することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、仙台市（道路運送法施行規則第5条に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「仙台市」をいう。以下同じ。）における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量に対して著しく過剰となっており、当該供給輸送力が更に増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認めて、同営業区域を平成20年1月9日から平成20年8月31日までの間、緊急調整地域（道路運送法第8条第1項の一般乗用旅客自動車運送事業に係る緊急調整地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。
2. 国土交通大臣は、前年度において特別監視地域の指定を受けている地域のうち、次の各号のいずれの要件にも該当する地域について緊急調整地域として指定することとしている。
 - (1) 1日1車当たりの実車キロ及び営業収入のいずれもが、前年度と比較して減少している場合。
 - (2) 1日1車当たりの実車キロ若しくは営業収入が、当該年度の前5年間の当該地域の平均値を15%以上上下回っている場合、又は1日1車当たりの実車キロ及び営業収入が、当該年度の前5年間の当該地域の平均値を10%以上上下回っている場合であって、その率が、全国における当該年度の1日1車当たりの実車キロ若しくは営業収入の平均値が全国におけるそれらの前5年間の平均値を下回っている率を15%以上上回って減少している場合。

(3) 延べ実働車両数が、2年連続前年度と比較して増加している場合。

(4) 次に掲げる各指標が、傾向として全国平均を上回り、又は、増加する傾向にあるなど、当該地域の状況を総合的に判断し、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる場合。

① 走行距離当たりの事故件数及び重大事故件数

② 一定の安全関係の法令違反の件数（特に改善基準告示違反に係るもの）

③ 利用者からの苦情の件数（特に接客態度不良以外のもの）

3. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明、現地調査、参考人（学識経験者2人）から聴取した意見等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。なお、本件について公聴会開催の申請はなかった。

(1) 仙台市は、すでに特別監視地域の指定を受けているところであるが、国土交通大臣が定めた各要件については、

① 平成18年度の1日1車当たりの実車キロは68.8キロ、営業収入は25,955円であり、いずれもが平成17年度と比較して減少している。

平成18年度の1日1車当たりの実車キロ、営業収入は、いずれも前5年間の当該地域の平均値を15%以上下回っている。

平成18年度の延べ実働車両数は891,265両であり、2年連続前年度と比較して増加している。

② 平成18年度における走行100万キロ当たりの事故件数は、7.622件、走行100万キロ当たりの重大事故件数は0.077件であり、いずれも2年連続して全国平均を上回っている。平成18年度における法令違反件数は82件、うち改善基準告示違反は16件、利用者からの苦情件数は30件、うち接客態度不良以外の苦情は8件となっており、法

令違反件数及び利用者からの苦情件数のいずれも改善の傾向が見られないなど、仙台市の状況を総合的に判断し、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる。

- (2) 当審議会が行った現地調査においても、仙台市中央部においては供給輸送力過剰によるタクシーの客待ちが安全かつ円滑な交通の支障となる等市民生活、経済活動に悪影響を及ぼすこととなっていることが確認され、このような状況のなかで、地元自治体、警察等の関係機関から仙台市を緊急調整地域として指定することを期待する意見が出されている。

また、参考人からの意見聴取においては、仙台市におけるタクシーの供給輸送力過剰の問題が顕在化し、放置できない状況にあるので、緊急調整地域として指定すべきである旨の意見が述べられた。

- (3) 以上の状況にかんがみると、仙台市は、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力が輸送需要量に対して著しく過剰となっており、当該供給輸送力が更に増加することにより、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる。このため、国土交通大臣が仙台市を緊急調整地域として指定することはやむを得ないものであると認める。

4. 当審議会は、今回の緊急調整地域の指定が輸送の安全及び旅客の利便の確保にとってより効果的な措置となることが重要であると考える。

このため、国土交通大臣に対し、次の事項について指導・監督を徹底するよう要望する。

- (1) タクシー業界及び事業者において、緊急調整地域の指定を行う法の趣旨が十分に認識されるとともに、安全・労働関係法令の遵守や輸送サービス向上のため、より実効性の高い措置について検討されること。
- (2) 仙台市におけるタクシー事業の需給バランスの回復のために、

地元自治体等の関係機関の協力を得つつ、観光、高齢者福祉などのニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施にタクシー業界・事業者が一体となって努力すること。